

大阪公立大学医学部附属病院職員通勤手当規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 153

最近改正 令和 4. 3. 31 規程 492

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 22 条の規定による通勤手当の支給について定めるものとする。

(支給対象)

第 2 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（身体障害（地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）別表第 3 に掲げる身体障害に属する程度のもをいう。以下同じ。）のため歩行が困難な職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（身体障害のため歩行が困難な職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（身体障害のため歩行が困難な職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満であるものを除く。）

(支給単位期間)

第 3 条 給与規程第 22 条第 2 項の本規程で定める期間（以下「支給単位期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を発行している交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ 6 箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- (2) 定期券を発行していない交通機関等 1 箇月
- (3) 自転車等 1 箇月

2 前項第 1 号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第 26 条の規定による定年退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長が定める事由が生ずることが、

同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間については、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第4条 支給単位期間（給与規程第22条第2項各号に掲げる額の合計額（以下「1箇月当たりの合計額」という。）が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次項、第12条第3項及び第4項並びに第13条において同じ。）は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（運賃等相当額の算出基準）

第5条 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる交通機関等については、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替制勤務に従事する職員等で1箇月当たりの通勤所要回数 of 少ないものについて、この額が次号に定めるところに準じて算出した当該利用区間に係る運賃等の額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。

(2) 第3条第1項第2号に掲げる交通機関等については、当該交通機関等の利用区間に係る片道普通乗車券の1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額であって最も低廉となるもの

(3) 第7条ただし書に該当する場合は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前2号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額

第6条 運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による。

第7条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、所定の勤務時間が午前7時以前又は午後10時以降に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

（交通の用具）

第8条 第2条第2号に規定する交通の用具は、自転車、原動機付自転車、自動車その他こ

れらに類するものとする。ただし、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）の所有に属するものは除く。

（自転車等の使用に係る手当額）

第9条 給与規程第22条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき本規程で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第2号に掲げる職員及び同条第3号に掲げる職員のうち、自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上である職員及び身体障害のため歩行が困難な職員 次の表の左欄に掲げる使用距離の区分に応じ、同表の右欄に定める額

使用距離(片道)	支給単位期間につき定める額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

- (2) 第2条第3号に掲げる職員のうちその者の運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が2,000円未満である職員（前号に掲げる職員及び交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）2,000円と1箇月当たりの運賃等相当額との差額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

- 2 第2条第2号に掲げる職員のうち身体障害のため歩行することが著しく困難な職員（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で理事長が定めるものに限る。）についての給与規程第22条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき本規程で定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に、2,700円を加算した額とする。

（届出）

第10条 職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、別に定める様式の通勤

届によりその実情を速やかに、理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに職員となったとき
- (2) 所属を異にして配置転換したとき
- (3) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったとき
- (4) その他理事長が必要と認めたとき

(確認及び決定)

第 11 条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の通勤手当認定簿に記載しなければならない。

(支給方法)

第 12 条 通勤手当の支給は、職員が新たに第 2 条の職員たる要件を具備するに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は第 2 条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第 10 条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 通勤手当を支給されている職員が、旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。

- 4 月の中途において次の各号に掲げる事実が発生し、又は消滅した場合については、前項の規定を準用する。

- (1) 就業規則第 19 条第 1 項第 6 号に規定する専従休職
- (2) 就業規則第 50 条第 3 号に規定する停職（以下「停職」という。）
- (3) 就業規則第 44 条に規定する業務傷病休業又は通勤傷病休業
- (4) 就業規則第 19 条第 1 項第 1 号に規定する休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病によるものに限る。）

第13条 通勤手当は、特別の事情のない限り、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

(返納の事由及び額等)

第14条 給与規程第22条第4項の本規程で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職した場合又は第2条の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 給与規程第22条第4項の本規程で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの合計額が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号に規定する改定後の1箇月当たりの合計額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等)、同項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長が定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの合計額が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 支給単位期間が複数ある場合 55,000円に事由発生月の翌月からその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

3 給与規程第22条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。

(月途中の採用の場合の支給方法)

第14条の2 前条までの規定にかかわらず、月の中途において、新たに採用となった場合には、その採用となった日の属する月について、次の各号に定めるところにより通勤手当

を支給する。

- (1) 交通機関を利用する場合 1月の勤務（現に勤務したものに限る。）の往復に係る回数分の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、身体障害のため、歩行が困難な教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものには支給しないものとする。
- (2) 自転車等を利用する場合 1月の勤務（現に勤務したものに限る。）の日数分の給与規程第57条に規定する使用距離に応じた1日当たりの額を支給する。ただし、身体障害のため、歩行が困難な教職員以外の教職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものには支給しないものとし、その支給額は、第9条に定める支給単位期間につき定める額を超えないものとする。

（月の末日以外の離職の場合の支給方法）

第14条の3 第14条までの規定にかかわらず、月の末日以外において、離職（死亡した場合を除く。以下この条において同じ。）した場合の通勤手当は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 交通機関を利用する場合 その離職の日の属する月の前月でその者の利用するすべての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等を払い戻し、その離職の日の属する月について、離職の日までの勤務（現に勤務したものに限る。）の往復に係る回数分の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、身体障害のため、歩行が困難な教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものには支給しないものとする。
- (2) 自転車等を利用する場合 その離職の日の属する月の勤務（現に勤務したものに限る。）の日数分の給与規程第57条に規定する使用距離に応じた1日当たりの額を支給する。ただし、身体障害のため、歩行が困難な教職員以外の教職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものには支給しないものとし、その支給額は、第9条に定める支給単位期間につき定める額を超えないものとする。

2 前項第1号及び第2号の規定により算定された通勤手当の額が、既に支給した支給単位期間における運賃等相当額及び第9条に定める支給単位期間につき定める額の合計額を超える場合は、前項の規定を適用しない。

（事後の確認）

第15条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その通勤手当の支給状況が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、確認することがある。

(パートタイム再雇用職員への適用)

第 16 条 パートタイム再雇用職員(給与規程第 53 条第 2 号に定めるものをいう。)のうち、給与規程第 57 条第 2 号に定めるものの通勤手当の支給においては、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条、第 11 条及び第 15 条の規定を準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 病院承継職員 平成 31 年 3 月 31 日に合併前の公立大学法人大阪市立大学に在職し、合併前の大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則を適用されていた職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。

(2) 病院区分職員 この規程が適用される職員で、阿倍野地区(医学部附属病院)事業場及び阿倍野地区(MedCity21)事業場で勤務するもの(前号の職員を除く。)をいう。

(合併に伴う特例措置)

3 本則の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの期間においては、病院承継職員及び病院区分職員に対する通勤手当の支給は、(旧)大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程及び附属する規程に定める内容を適用する。

(制度の切替えに係る措置)

4 前項に規定する職員については、本則の規定にかかわらず、令和 4 年 4 月 1 日後、職員に本則第 10 条に定める事由が発生し、その届出がなされるまでの期間にあっては、前項に定める内容を適用する。

5 前項の規定による切替え後の支給は、本則第 12 条の規定に基づき行うものとする。

附 則 (令和 4. 3. 31 規程 492)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。